

川崎市犯罪被害者等専門相談実施要綱

令和4年3月31日
3川市地第1143号
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市犯罪被害者等支援条例（令和3年12月川崎市条例第77号。以下「条例」という。）第7条及び第8条第1項第2号に基づき、犯罪等の被害により直面している法律に関する問題に応じ、必要な情報の提供等を行うため、及び精神的負担の軽減を図るために実施する、犯罪被害者等支援法律相談（以下「法律相談」という。）及び犯罪被害者等支援カウンセリング（以下「カウンセリング」という。）（以下これらを「専門相談」という。）の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第2条第1項第1号に定める犯罪等のうち、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 市民 川崎市自治基本条例（平成16年12月川崎市条例第60号）第3条第1項第1号に定める市民のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき川崎市の住民基本台帳に記録されている者又は次のアからキまでのいずれかに該当する者であって、やむを得ず川崎市の住民基本台帳に記録をされずに川崎市内に居住している者をいう。
 - ア 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民
 - イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - ウ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - エ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - カ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - キ その他、本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を

受けるおそれのある者

(法律相談の実施)

第3条 市長は、犯罪被害により直面している法律問題に関し被害回復のために採りうる法的手段の説明などを行うことにより、法的知識についての犯罪被害者等の支援を目的として、犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を実施する。

(法律相談の対象者)

第4条 前条の法律相談は、犯罪被害に遭った市民、又は犯罪被害に遭った者の遺族、家族等で市民である者から第14条に定める法律相談の実施の決定を受けた者に対し実施する。

2 一の犯罪被害について既に法律相談を受けた者の他の遺族や家族が新たに法律相談を利用することはできない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(法律相談の内容等)

第5条 前2条の法律相談は、次の各号のいずれかについて、実施する。

- (1) 犯罪被害の届出又は告訴
- (2) 警察又は検察庁における被害者等の事情聴取や捜査状況等
- (3) 刑事裁判や示談、損害賠償請求等
- (4) 検察審査会や被害者等通知制度等
- (5) マスコミ対策等の二次被害の防止
- (6) 犯罪被害者等給付金や弁護士費用の扶助その他の経済的支援
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前2条の規定による法律相談は、一の犯罪被害について1回当たり60分を目安とし、2回まで実施することができる。

3 第14条の利用承認を受けた回数の相談者の利用料は無料とする。

4 前2条の規定による法律相談は、神奈川県弁護士会に所属する弁護士が実施するものとし、その実施内容については、神奈川県弁護士会と川崎市とが協議するものとする。

(カウンセリングの実施)

第6条 市長は、犯罪により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう心理学的な専門知識及び技術を有するカウンセラーによるカウンセリングを実施する。

(カウンセリングの対象者)

第7条 前条のカウンセリングは、犯罪被害に遭った市民、又は犯罪被害に遭った者の遺族、家族等で市民である者から第14条に定めるカウンセリングの実施の決定を受けた者に対し実施する。

2 前項に定める対象者のうち、精神科等の医師による治療を受けている者にあっては、カウンセリングの利用について主治医の了解を得ていることを要するものとする。

3 一の犯罪被害について既にカウンセリングを利用した者の他の遺族や家族が新たにカウンセリングを利用することはできない。ただし、市長が特に必要と認める場合はその限りではない。

(カウンセリングの内容)

第8条 前2条のカウンセリングは、次の各号のいずれかについて、実施する。

- (1) 心やからだに関する悩み
- (2) 家族関係の問題
- (3) 職場、学校等の日常生活上の問題
- (4) 対人関係に関する問題
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 第6条の規定によるカウンセリングは、一の犯罪被害について1回当たり60分を目安とし、14回まで実施することができる。

3 第14条の利用承認を受けた回数の相談者の利用料は無料とする。

4 第1項に定めるカウンセリングは、特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター（以下「センター」という。）が実施するものとし、その実施内容については、センターと川崎市とが協議して定めるものとする。

(専門機関との連携等)

第9条 川崎市との協定に基づき専門相談を実施する者（以下「実施者」という。）は、専門相談を実施した場合において、必要と認めるときは、本人の同意を得て、他の専門機関との連携、紹介等を行うものとする。

(実施の報告)

第10条 実施者は、専門相談を実施したときは、市長に対し実施報告書を作成し、報告するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 受託者は、収集した個人情報について、川崎市個人情報保護条例（昭和60年6月川崎市条例第26号）に従って、適切に取り扱うものとする。また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門相談の申請)

第12条 専門相談の利用を希望する者は、川崎市犯罪被害者等専門相談申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、相談者が申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合その他市長がその提出を不要と認める場合は、その一部の添付を省略することができる。

(申請の期限)

第 13 条 前条の規定による申請は、法律相談は犯罪が行われた時から 2 年を経過したとき、カウンセリングは犯罪が行われた時から 3 年を経過したときは、することができない。ただし、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(専門相談の実施の決定)

第 14 条 市長は、第 12 条の規定による申請があった場合には、速やかに、専門相談の実施又は実施しない旨を決定し、川崎市犯罪被害者等専門相談審査結果通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害に遭った市民及びその遺族、家族の続柄、居住の実態又はその他市長が必要と認める事項を調査することができる。
- 3 市長は、第 1 項の規定により実施を決定したときは、当該実施の決定を受けた者と受託者との実施のための調整を行うものとする。

(専門相談の実施の制限)

第 15 条 市長は、次に掲げる場合には、専門相談を実施しないことができる。

- (1) 犯罪被害に遭った市民又は第 12 条第 1 項の申請書を提出する者が当該犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為につき、犯罪被害に遭った市民又は第 12 条第 1 項の申請書を提出する者にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 犯罪被害に遭った市民又は第 12 条第 1 項の申請書を提出する者が川崎市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月川崎市条例第 5 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する暴力団員等であった場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、犯罪被害に遭った市民、その遺族又は家族と加害者との関係その他の事情から判断して、専門相談を実施することが社会通念上適切でないと市長が認めた場合

(専門相談の実施決定の取消し)

第 16 条 市長は、専門相談実施の決定を受けた者が利用する資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、実施の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

(専門相談費用の返還請求)

第 17 条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に専門相談が実施されているときは、市長は、当該相談費用を利用者に請求するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和3年12月15日以降に発生した犯罪被害について、適用する。

(第1号様式)

川崎市犯罪被害者等専門相談申請書

年 月 日

(申請先) 川崎市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

電 話 _____

被害者との続柄 _____

1 次のとおり、川崎市犯罪被害者等専門相談の利用を申請します。

利用希望	法律相談 ・ カウンセリング
希望する事項	<input type="checkbox"/> 弁護士の性別 (男性 ・ 女性 ・ どちらでもよい) <input type="checkbox"/> カウンセラーの性別 (男性 ・ 女性 ・ どちらでもよい)
被害届等	被害届又は事故の届出があった場合は、その受理番号等 ()
相談内容	
留意事項	
その他※	主治医 (精神科医等) のカウンセリング利用にあたっての同意 (ある ・ なし)

※カウンセリングの利用を希望する方で精神科等に通院又は入院中の方のみ

2 添付書類 (次のうち、必要なもの)

要・不要	必要書類	確認
	申請者が申請を行う時点において市民であることを証明できる書類	
	その他市長が必要と認める書類 ()	

3 申請事項に係る調査等への同意

- ・本専門相談を利用するにあたり、必要に応じて、犯罪被害の事実及びその状況等について、神奈川県警察等に情報を求めること、及び専門相談の実施に必要な情報について、本専門相談を実施するもの（弁護士又はカウンセラー）に提供することを同意します。
- ・実施機関で聞き取った内容及び書類等は、当該実施機関で保管することに同意します。
- ・利用にかかる交通費の実費は負担します。
- ・本申請書の内容に虚偽がないことを認め、専門相談実施ののちに虚偽その他不正な手段による利用であったと市長が認めた場合には、相談に係る費用を市に支払うことに同意します。

氏名 _____

(第2号様式)

第 号
年 月 日

川崎市犯罪被害者等専門相談審査結果通知書

様

川崎市長

年 月 日付で申請のありました川崎市犯罪被害者等専門相談（法律相談・カウンセリング）については、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 法律相談・カウンセリングについて利用できます。

法律相談 実施機関	事業所名 :
	所在地 :
	電話番号 :
	担当弁護士 :
カウンセリング 実施機関	事業所名 :
	所在地 :
	電話番号 :
	担当カウンセラー :

※ 相談実施日は別途調整の上、連絡します。相談実施日の決定後に、日時の変更又はキャンセルを希望する場合には、速やかに「犯罪被害者等支援相談窓口」又は実施機関に連絡してください。実施開始時間までに連絡がなくキャンセルとなつた場合は、振替実施はできません。

2 法律相談・カウンセリングについて利用できません。

理 由